

生活衛生だより

Dayori

2023
No.210

11

衛経 50周年 記念 特集

寄稿

『衛経（生活衛生改善貸付）創設 50 周年に寄せて』
(公財)全国生活衛生営業指導センター 理事長 大森 利夫 氏

ご挨拶

『衛経（生活衛生改善貸付）創設 50 周年を迎えて』
日本政策金融公庫 常務取締役 生活衛生部門長 佐々木 裕介 氏

はじめての衛経ご利用ガイド

生衛組合・生活衛生営業指導センターインタビュー

青森県理容生活衛生同業組合 事務局長	村木 奈美子 氏
宮崎県美容業生活衛生同業組合 理事長	山川 浩 氏
鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合 副理事長	新越 進 氏
沖縄県飲食業生活衛生同業組合 理事長	鈴木 洋一 氏
(公財)三重県生活衛生営業指導センター 事務局長	岩田 良幸 氏

トピックス

大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合

衛経(生活衛生改善貸付) 創設 50 周年に寄せて

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 大森 利夫



日本政策金融公庫の衛経(生活衛生改善貸付)が創設されてから 50 周年を迎えましたことをお祝い申し上げます。

また、この度、貴公庫の生活衛生業界向け情報誌の『生活衛生だより』(令和 5 年 11 月号)が衛経 50 周年記念特集号として発行されますことは、生活衛生業界にとりましても意義深いものと思われます。

顧みますと、戦後の混乱期の中、中小企業を支援する国の政策金融機関として、昭和 24 年には「国民金融公庫」が設立されました。生活衛生業については、昭和 32 年に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律「環衛法」(現在の生衛法)が制定され、環境衛生業(現在の生活衛生業)の衛生設備の改善や経営の健全化等を図るため、金融を含む様々な支援が進められることとなりました。

しかしながら、小規模事業者が多い環境衛生業に対しては、必ずしも事業資金の融資が十分に行き渡らない状況などについて、業界等における議論や要望活動が急速に高まり、その結果、昭和 42 年には悲願であった生活衛生業界のための政策金融機関として、「環境衛生金融公庫」が設立されました。その後も業界支援の金融施策が望まれる中、昭和 48 年度の予算概算要求において、当時の厚生省と中小企業庁において、小規模事業者向けの新たな融資制度として、一般の融資よりも貸し付け条件を大幅に緩和した、無担保・無保証の「小企業経営改善資金特別貸付制度」の事業化が決まり、現在の衛経がスタートしました。

衛経創設後、この 50 年間に国民生活に密着した生活衛生業の多くの事業者が、衛生設備の近代化や経営の健全化等を通じて衛生水準の維持向上に務めていますし、何よりも国民生活の安心・安全への質的向上につながっているのです。この生活衛生の経営特別相談員等が審査を行い、推薦する衛経は、豊かな国民生活水準の向上をはじめ、多くの小規模な生活衛生事業者の設備資金の調達や資金繰りにおいて、最も頼りになる融資制度であり、生活衛生業の振興・発展に大きく寄与しています。今後ますます重要性を増していくであろう、この制度の充実、強化に期待しているものであります。

結びに、日本政策金融公庫におかれては、今後とも生活衛生業の経営や業界の発展にご支援いただくとともに、中小企業の政策金融機関として更なる発展を遂げられることを祈念しまして、衛経創設 50 周年に寄せてのお祝いの言葉とします。

衛経(生活衛生改善貸付) 創設 50 周年を迎えて

日本政策金融公庫 常務取締役
生活衛生部門長 佐々木 裕介



平素より日本政策金融公庫の業務にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

衛経(生活衛生改善貸付)は、令和 5 年 10 月をもって創設 50 周年を迎えました。これもひとえに、今日まで変わらぬご支援、ご協力を賜りました生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等関係各位の衛経の普及、推進に向けた多大なるご尽力の賜物であり、ここに改めて深く感謝申し上げます。

衛経は、「小企業設備改善資金特別貸付」として、昭和 48 年 10 月に取扱いが開始されて以来、生活衛生関係営業の皆さまの発展と経営の改善を促進するため、時代とともに融資対象や融資条件が拡充されてまいりました。皆さまとともに歩んできたこの 50 年を振り返りますと、中長期的な社会経済環境の変化はもとより、頻発する大規模自然災害に加え、度重なる食中毒や感染症の発生、とりわけ直近では、新型コロナウイルス感染症の影響など、生活衛生関係営業の皆さまを取り巻く経営環境は、決して平坦なものではありませんでした。皆さまにおかれましては、このような状況においても、たゆまぬ営業努力によって、衛生水準の向上や経営の合理化を図り、地域経済を支えてこられたことに、心から敬意を表します。皆さまのご発展に、衛経を始めとする生活衛生貸付がお役に立てておりましたら、誠に幸甚に存じます。

日常生活に深い関わりのある生活衛生関係営業の皆さまが、地域経済において果たす役割は、非常に大きなものです。今後も皆さまが様々な局面を創意工夫によって乗り越え、さらに飛躍されることを確信しております。

私ども日本政策金融公庫といたしましては、この度の創設 50 周年の機会に、改めて衛経の果たす役割を再認識し、制度のさらなる発展、充実に努めてまいり所存です。今後におきましても、政策金融機能を発揮し、生活衛生関係営業の皆さまを全力でサポートしていくとともに、経営に役立つ情報を掲載した『生活衛生だより』の発行や、各分野の専門家を講師に招いた『経営課題解決セミナー』の開催など、生活衛生関係営業の皆さまへの情報発信にもより一層力を入れてまいります。

結びに、生活衛生関係営業の皆さまのご商売と生活衛生業界のさらなる発展を祈念いたしまして、衛経創設 50 周年を迎えての言葉といたします。

知っておきたい!

はじめての衛経ご利用ガイド

衛経（生活衛生改善貸付）は、生活衛生同業組合（生衛組合）又は生活衛生営業指導センターの実施する経営指導事業を金融面から補完し、経営指導事業の実効性を確保するほか、小規模事業者の経営改善を促進するために昭和48年10月に創設された、無担保・無保証人の融資制度です。

生衛業者
Aさん

お店の設備を更新したい！
おすすめの融資制度を教えてください！

それならば衛経がおすすめです。
衛経は幅広い使いみちで利用できます。
しかも無担保・無保証人の融資制度です。

日本公庫
職員 Bさん

衛経の概要

ご融資額	2,000 万円以内
ご返済期間	運転資金：7 年以内[うち据置期間 1 年以内] 設備資金：10 年以内[うち据置期間 2 年以内]
利率(年)	特別利率 F(※)
担保・保証人	無担保・無保証人

(※)利率は、日本公庫のホームページの金利情報からご確認いただけます。

Point
1

幅広い使いみちで利用できます！

経営改善のために必要な**運転資金**及び**設備資金**であって、**営業に必要なものが対象**となります。



運転資金	原材料・商品仕入、経費の支払など
設備資金	建物の新築・改装、車両・機械の購入・修理など



Point
2

推薦要件をチェック！

生活衛生関係の事業を営む小規模事業者（常時使用する従業員数が5人（旅館業及び興行場営業を営む方は20人）以下の会社または個人）であって生衛組合等の長の推薦を受けた方が対象です。

推薦を受けるには、
次の要件をすべて
満たしていることが
必要です！

項目	対象
許可等	都道府県知事から営業許可等を受けて生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であること
指導	原則として6ヵ月以前から経営特別相談員又は経営指導員による経営指導を受けていること
居住	最近1年以上同一生衛組合の地区内で同一事業を営んでいる者であること
納税	所得税、法人税、事業税及び都道府県(市町村)民税(均等割を含む。)を原則としてすべて完納していること
貸付対象の適格性	生活衛生貸付の非対象業種、非対象経営内容等に属していないこと

経営の悩みも
相談できるので、
本当に助かって
いるよ！

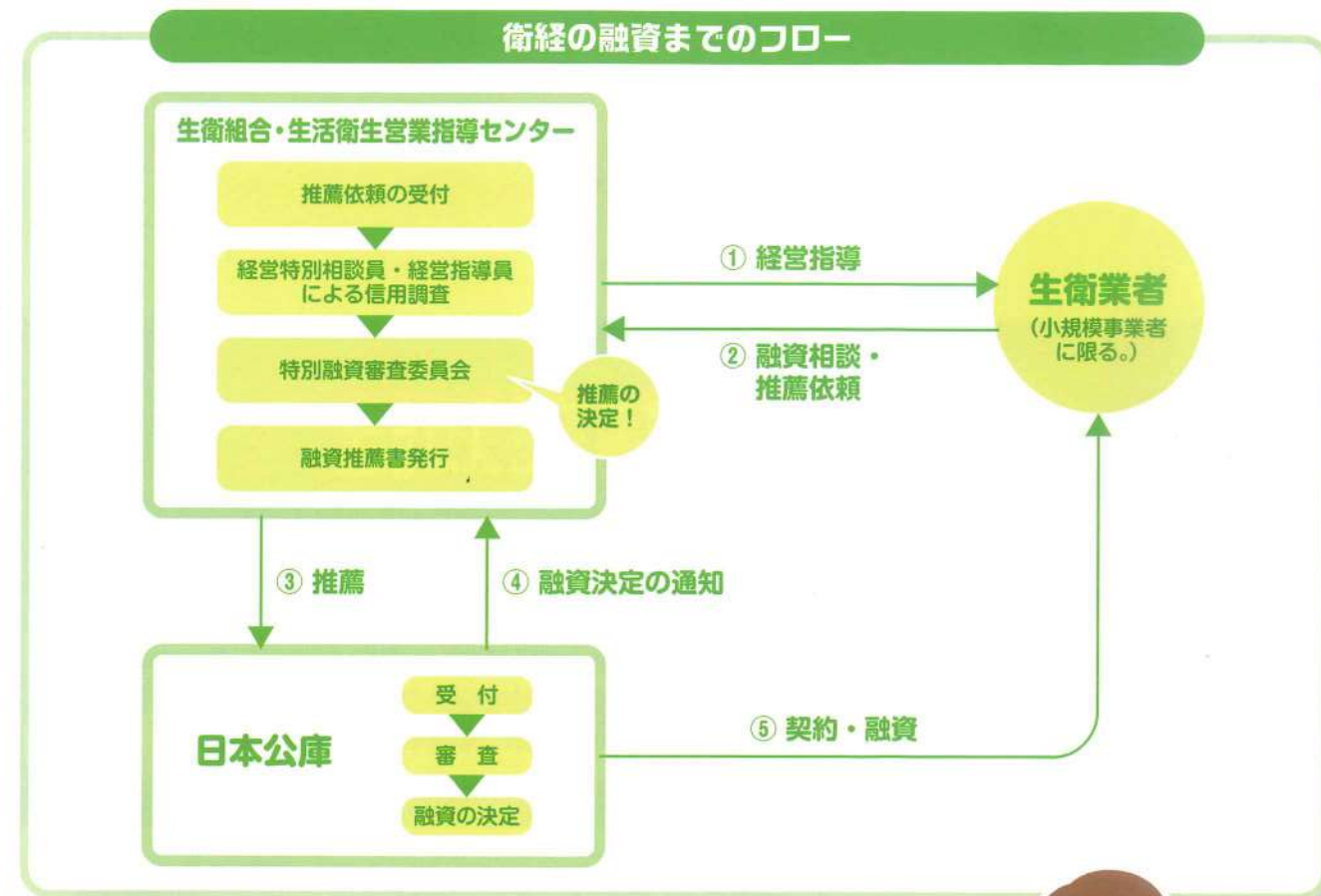


要件はすべて満たしていたよ！
申込みには、どのような手続きが必要なの？

Point
3

相談は生衛組合等の窓口まで！

推薦要件を満たす衛経の申込みについて、経営特別相談員又は経営指導員が信用調査を行います。その後、生衛組合又は生活衛生営業指導センターの特別融資審査委員会の付議を経て、生衛組合理事長等が日本公庫に推薦します。推薦のあとに日本公庫でも審査を行い、融資が決定します。



普段お世話になっている
生衛組合等に相談すれば良いんだね！

そうです！融資相談や信用
調査は、経営特別相談員又
は経営指導員が実施します。

早速相談に
行ってみるね！



いかがでしたか？皆さんも経営改善のために衛経を是非ご活用ください！生衛組合や生活衛生営業指導センターになじみがない方も、経営相談を受けてみてはいかがでしょうか。分からないことがあれば、生衛組合または日本公庫の窓口までお気軽にご相談ください。

衛経の変遷



せいえい基礎知識

ここで、生衛業についておさらいしておきましょう。

生衛業とは、厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和 32 年 6 月法律第 164 号、略称：生衛法）で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など 18 業種の営業をいいます。

生衛業は、国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供しているんだね！

1 生衛業一覧

生衛法で規定する生衛業は、次の 18 業種です。

サービス業

理容店
美容店
興行場(映画館)
クリーニング店
公衆浴場(銭湯)
ホテル・旅館
簡易宿泊所
下宿営業

販売業

食肉販売店
食肉肉販売店
氷雪販売業(氷屋)

飲食業

すし店
めん類店(そば・うどん店)
中華料理店
社交業(スナック・バーなど)
料理店(料亭など)
喫茶店
その他の飲食店
(食堂・レストランなど)

2 生活衛生同業組合と生活衛生営業指導センター

どちらも、生衛業を営むみなさまの経営をサポートしています。

	生活衛生同業組合	生活衛生営業指導センター
根拠法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年 6 月法律 164 号)	同左
管轄官庁	厚生労働省	同左
目的	営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図ること	都道府県内の生衛業の経営の健全化を通じて、衛生水準の維持向上、利用者又は消費者の利益の擁護を図ること
主な事業	・組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導 ・組合員の営業に関する技能の改善向上 等	・生衛業に係る各種の相談指導事業 ・講習会事業 ・標準営業約款登録事業 等
組織体制	全国生活衛生同業組合中央会 全国生活衛生同業組合連合会(計 16 団体) 都道府県生活衛生同業組合(全国 566 組合) ※令和 5 年 3 月現在	全国生活衛生営業指導センター 都道府県生活衛生営業指導センター(都道府県ごと 計 47 カ所)

生衛組合に加入すると、各種研修・講習会及び経営、衛生等の相談・指導が無料で受けられます。その他にも様々なメリットがありますので、詳しくはお近くの生衛組合までご相談ください。

インタビュー

衛経を積極的に推進している、生衛組合・生活衛生営業指導センター5団体に、衛経のメリットや周知方法、審査の効率化に向けた具体的な取組みなどについて、お話を伺いました！

インタビュー vol.1

使いみちたくさん！ こんなにある衛経の メリット

Q. 衛経の利用を推進するために、どのような取組みを行っていますか？

組合員向け広報誌に衛経のチラシを掲載して、制度を周知しています。また、支部の経営特別相談員（特別相談員）が、組合員から経営相談を受けた際に、衛経の利用を積極的に勧めています。

また、組合員が衛経を利用しやすくなるような仕組みづくりにも取り組んでいます。例えば、顔見知りの特別相談員に決算内容を知られることに抵抗感を持つ組合員もいらっしゃいます。そういった方には、組合事務局の特別相談員が支部に代わって審査を実施しています。また、衛経の審査委員会の委員の中には、遠方の方もいるため、オンラインでも審査委員会を開催し、スピーディーに対応できるよう努めています。

Q. 衛経の審査は大変ですか？

支部の特別相談員の中には、衛経の審査にあまり慣れていない方もいます。そんなときは、ベテランの特別相談員や組合事務局がサポートしています。それでも分からないことがあるときは、公庫に電話をして聞くこともありますね。

Q. 衛経を利用した組合員からの評判はどうですか？

衛経の申込みは、組合員が普段から経営指導を受けている組合支部が窓口となっているため、相談しやすいと評判です。組合員の中には、距離の面や心理的な面から、公庫へ足を運ぶことはハードルが高いと感じている方もいます。そういった方にとって、組合とのやりとりのみで手続きが完了することは、大きなメリットです。

また、金額に関わらず金利が一定で、少額でも利



青森県理容生活衛生同業組合
事務局長 村木 奈美子 氏

用しやすいことも喜ばれるポイントです。実際、「サインポールやシャンプー台の修繕を考えているけど、こんなに小さい金額で借入申込をしていいのかな？」と悩んでいる組合員もいたので、少額でも利用できることを、もっとアピールしていきたいですね。

その他にも、無担保・無保証人であること、幅広い使いみちで利用ができることなど、衛経には様々なメリットがあるので、一度利用した方から、再度ご相談をいただくことも多いです。また、利用した組合員の口コミがきっかけで、新たに衛経を利用する組合員もいます。



コロナ禍を機に、公式 Instagram を開設。
組合活動を発信し、外部にも組合の魅力をPRしている。

青森県理容生活衛生同業組合

〒030-0812
青森県青森市堤町二丁目16番11号 青森県理容会館内
TEL: 017-734-8437
URL: <https://riyo-aomori.com/>

インタビュー vol.2

面と向かって案内すれば、 衛経のメリットは必ず伝わります！

Q. 組合員へどのように衛経を周知していますか？

組合の会報誌『宮美ニュース』でも周知を行っていますが、一番効果があるのは、組合員と直接お会いした機会等を捉えて、面と向かってメリットを案内することです。さらに当組合では、県内で新たに開業した美容室を個別に訪問し、組合への加入案内や衛経の周知を行っています。こうした活動が実を結び、今年度も既に複数の美容室が組合に加入し、衛経を利用いただきました。組合員からは、「一度使ってみると衛経のメリットを強く感じます」との声があるなど、高い評価をいただいています。

今後一層衛経を推進していくためには、さらなる周知活動が必要です。衛経を知らない組合員や生衛業者はまだ多く、総代会や総会開催時に制度内容を説明して、組合内における衛経への理解を深めるとともに、衛経をより多くの方に知っていただけるよう、今後も周知活動を継続していきます。

Q. 衛経の審査を効率化するために、どのような取組み・工夫を行っていますか？

生活衛生営業指導センターが実施する推薦事務代行スキームを活用しています。推薦事務代行スキームは、審査事務等を生活衛生営業指導センターが実施するため、審査経験の浅い特別相談員にとっては、とても心強いスキームです。生活衛生営業指導センターから追加書類の依頼があった際にも、組合が書類の作成や準備を全面的にバックアップし、組合員の負担感を減らす取組みを行っています。

Q. 組合が実施している取組みを教えてください。

美容施術中における感染対策として、「ゴムひものないマスク」（医療用テープで肌に直接貼る使い捨てタイプ）を考案し、販売を開始しています。通常のマスクとは異なり、ゴムひもが無く、施術の妨げにならないと評判は上々です。コロナが5類となった今でも県外からの注文が絶えないことから、今後も販売を継続していきます。



宮崎県美容業生活衛生同業組合
理事長 山川 浩 氏



組合の会報誌『宮美ニュース』



組合が考案した『ゴムひものないマスク』

宮崎県美容業生活衛生同業組合

〒880-0805
宮崎県宮崎市橋通東1-7-13
TEL: 0985-29-3111
URL: <http://www.miyabi.or.jp/>

特別相談員の審査に対するハードルを下げるのが大切です！

Q. 衛経はどのような用途に使われていますか？

幅広い資金ニーズに対応できるのが衛経の強みです。車両やボイラーなど、様々な設備の更新から、日々の運転資金や借換え資金に至るまで、幅広い用途で組合員の方にご利用いただいています。また、衛経は申込みから融資の決定までとてもスピーディーなため、組合員からも使い勝手が良いと評判です。

Q. 衛経の利用を促進するために、どのような取組み・工夫を行っていますか？

衛経の審査を難しいと感じる特別相談員に対して、審査を行うことへの心理的なハードルを下げるのが大切です。特別相談員は基本的に同業者の組合員ですが、同業者だからこそ、相談者である組合員の強みや課題を理解し、的確なアドバイスを行うことができます。事業内容に詳しいという自負を持って、組合員の相談に寄り添えば、衛経の審査は思っているよりも難しくはありません。組合としても適切な審査ができるよう、今後もフォローしていきます。

また、組合員に対しては、組合の会報誌『理事会だより』に衛経の紹介記事を掲載し、衛経をPRするとともに、総会や支部会といった各種会合においても積極的に周知しています。

Q. 組合が現在実施している取組みを教えてください。

今年度、青年部が新たにLINEのオープンチャット（※）『せんとくのつまみになる話し』を開設しました。「孤独になりがちな経営者の交流の場を作ったらどうか」との意見が青年部から出たことから始めたものです。組合員同士の意見交換や交流の場となっており、チャットに参加する組合員も徐々に増え、組合の活性化にもつながっています。『せんとくのつまみになる話し』は組合員でなくても参加できますので、クリーニング業の皆さんの参加をお待ちしております。

※ LINE の友だちになっていなくてもトークしたり、情報をキャッチできるサービス



鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合
副理事長 新越 進 氏

せんとくのつまみになる話し（鹿児島県業関係専用）

メンバー15 ノート0

鹿児島で、クリーニング業を頑張ってる人の語り場【とりあえずは、若者限定（自称可）】 #洗濯 #クリーニング #鹿児島 #つまみ

👉 新しいプロフィールで参加

青年部が開設したLINEのオープンチャット
『せんとくのつまみになる話し』



鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合

〒890-0051
鹿児島県鹿児島市高麗町 27-22
TEL: 099-251-4466

融資個別相談会で衛経をPR！

Q. 衛経を推進、周知するために実施している取組みを教えてください。

沖縄公庫と連携した融資個別相談会を定期的に開催しています。相談会の案内状には、衛経が幅広い資金で利用できることをPRするため、「冷蔵庫の買換え」など具体的な使いみちを記載して、借入のイメージが湧くように工夫しています。

金融機関の窓口へ行くのはハードルが高いと感じている組合員は少ないため、相談会当日には特別相談員も相談に同席しています。また、衛経の申込があった際には、公庫から審査の注意点や調査ポイントを事前に確認することで、迅速な融資決定につなげています。さらに、理事会や総代会の資料には衛経の実績を掲載し、定期的に意識喚起を行っています。

Q. 組合が衛経を推進するメリットを教えてください。

当組合の組合加入率が他地域と比べて高いのは、横のつながりを大切にする県民性に加え、組合として衛経を積極的に推進していることが挙げられます。衛経を組合への加入メリットと捉えていただく方も多く、衛経が組合加入の大きなきっかけとなっています。今後も組合活動のさらなる活性化に向けて、衛経を始めとした組合加入メリットを飲食事業者の方に丁寧に案内していきます。

Q. 組合が実施している取組みを教えてください。

8月に開催された、「バスケットボールワールドカップ」の際には、組合員 30 店舗を紹介したグルメMAPを制作して集客を後押しした他、会場周辺に組合員キッチンカー（沖縄支部）を展開し、会場周辺の賑わい創出に貢献しました。また、DXやインボイス制度、HACCPなど、飲食店の方が不安に感じているテーマでセミナーを定期的で開催しています。その他にも、食品ロス削減運動の一環として、組合店舗の事例を紹介した「いまからできる『食』に関するSDGs」と題した冊子を発行するなど、飲食業者への情報面での支援にも力を入れています。



沖縄県飲食業生活衛生同業組合
理事長 鈴木 洋一 氏



バスケットボールワールドカップの会場に並ぶキッチンカー



組合が発行する各種情報誌

沖縄県飲食業生活衛生同業組合

〒901-1104
沖縄県南風原町字宮平 655-1
TEL: 098-889-8444
URL: <https://shima-gourmet.jp/>

生活衛生営業指導センターも一緒に応援！ 衛経で組合を活性化しよう！

Q. 衛経を推進するために、生活衛生営業指導センターで取り組んでいることはありますか？

「特別相談員が同業者であった方が話しやすい」という意見がある一方、「身近な同業者に経営内容を知られたくない」といった意見もあります。組合員それぞれのニーズに合わせてるように、県内13組合のうち、8組合で事務局員が特別相談員となっています。

また、特別相談員に衛経の審査に慣れてもらうため、年1回の特相員研修だけでなく、組合ごとに、実務に即した審査研修を実施しています。さらに、個別案件のサポートも実施するなど、特別相談員の審査力の底上げに協力しています。

衛経の広報にも力を入れています。まず、毎月初旬に、金利改訂のお知らせとともに衛経の周知チラシを各組合宛てに送付しています。その他、各組合の支部総会や役員会などに衛経の周知チラシを持参し、組合員の店舗へ巡回指導する際に、衛経の制度やメリットを周知していただけるよう、声掛けを行っています。

加えて、生活衛生営業指導センターでは、衛経がより使いやすい制度となるように、日本公庫の三重県内支店（津支店、四日市支店、伊勢支店）と連携して、管内の自治体に対して、衛経の利子補給の導入に向けた働きかけを行っています。令和5年4月現在、三重県内の9市3町で利子補給の導入が実現しており、生衛業者にとって、より一層メリットのある制度となっています。

Q. 衛経の利用を推進するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか？

生活衛生営業指導センターの経営指導員が、衛経のメリットについてしっかり理解し、衛経の推進が組合の活性化に繋がると認識することが大切です。組合が衛経を活用し、組合員の経営課題の解決に向けて取り組むことは、組合と組合員との信頼関係の醸成に繋がり、ひいては、組合の活性化にも繋がっていくのです。生活衛生営業指導センターでは、今後も組合の衛経活用を様々な側面から支援していきます。



(公財)三重県生活衛生営業指導センター
事務局長 岩田 良幸 氏



「せいはいみえ」
三重県生活衛生同業組合連合会のイメージキャラクターです。コロナ禍でも笑顔になれるような明るいキャラクターで、組合員から親しまれています。生活衛生営業指導センターでも、「せいはいみえ」を活用して、組合を盛り上げたり、県民に組合活動をPRしたりしています。

(公財)三重県生活衛生営業指導センター

〒514-0038
三重県津市西古河町 10-16 別所ビル 3 階
TEL: 059-225-4181
URL: <https://www.seiei.or.jp/mie/>

生活衛生営業のための

無料アプリ



誕生!!



プロモーション映像で、便利さ、
お得さを体感していただけます



生活衛生営業とは、国民の暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、興行場、公衆浴場業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業をいいます。

簡単便利な4つの機能

生活衛生営業の新着情報を知ることができます！



国や自治体からの補助金や日本政策金融公庫融資の情報、制度改正や新型コロナウイルス感染症関連情報、各種セミナーや衛生管理講習会、技術講習会の開催案内などがいち早く入手できます。

生活衛生営業関連の情報を複数の条件で探すことができます！



新着情報で見逃した情報も、フリーワード入力検索を業種や地域に絞って最新の情報を検索できます。

経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます！



収益性、効率性、ICTの活用、お客様満足度、従業員のスキルアップなど成功店の情報を知ることができます。成功店の背景・計画、取り組みから成果について、事業者やお客様の声、専門家のアドバイスなどもまとめて入手でき、自店の問題の改善に活用できます。

自店の経営診断ができます！



各設問に回答することにより、収益向上、顧客満足度、労働環境改善などのテーマごとに自店の経営診断ができます。

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種/スマートフォン、タブレット OS / iOS(ver.13以上)、Android
インストールは App ストアまたは Googleplay ストアからアプリをダウンロードします。
※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

生活衛生営業指導センターは生活衛生営業のみなさまを応援します

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

指導センター

検索

〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館二階 TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342



大阪府公衆浴場業生衛組合と 日本公庫が共同でプロデュース!!

日本公庫大阪支店の入口に広がる「銭湯」グッズの数々。大阪府内の各銭湯が制作したのれんや洗い場セットなど、見ていただけで楽しいこの展示は、大阪支店に令和5年2月から5月まで設置されていたものです。

このロビー展示を企画したきっかけやその反響について、大阪府公衆浴場業生衛組合の山谷事務局長と大阪支店の名越課長にお話を伺いました。

Q1 特別展示を実施したきっかけを教えてください。

名越課長：昨今、若者を中心に銭湯・サウナブームが広がっています。この機会に、銭湯文化が根付く大阪の公衆浴場業を少しでも盛り上げられなかと考え、来店したお客さまへのインパクトも大きい、「銭湯特別展示」を企画しました。

山谷事務局長：展示した銭湯グッズは、当組合が主催する「大阪銭湯博」向けに大阪府内の各銭湯が制作したものです。「より多くの地域の方に銭湯文化の魅力に触れてほしい」。その思いから、お馴染みのケロリン桶やのれんなど、見て触れて楽しめるものを用意しました。

Q2 実施した反響はどうでしたか。

名越課長：来店されたお客さまからは、「色とりどりのグッズがあって楽しい!」、「地元でこのような銭湯があるなんて知らなかった」、「今度銭湯に行きたい!」といった声があったほか、展示品と一緒に記念撮影をされる方もみられるなど、反響は想定以上のものとなりました。

『銭湯特別展示プロジェクト』

Q3 今後の展望を教えてください。

山谷事務局長：大阪府内の銭湯を写真付きで紹介するガイドブックを、今後発行する予定です。このガイドブックを、近所の銭湯を利用するきっかけにしていきたいと思っています。大阪の銭湯文化をより多くの方に知っていただけるよう、季節ごとのイベントの開催など、今後も精力的に活動を続けていきます。

名越課長：現在、大阪市はインバウンド需要の回復などにより、以前の活気が戻りつつあります。今後は、大阪万博や IR 開業といったイベントを控え、さらなる需要回復が見込まれています。銭湯にとどまらない大阪の魅力を積極的に発信し、地域の活性化につなげていきたいです。



左から大阪府公衆浴場業生衛組合 土本副理事長、宮前理事長、日本公庫大阪支店 天水事業統轄、大阪府公衆浴場業生衛組合 北出常務理事



銭湯好きの日本公庫大阪支店の柴田職員（写真左）と映画「湯道」とコラボしたのれん（写真右）がお出迎え



カギを差し込む感触が懐かしい昔ながらのロッカーキー



浴場を描いた珍しいアート作品も展示

衛経創設50周年

生活衛生改善貸付(衛経)は生活衛生関係営業の皆さまにご利用いただき、
この度50周年を迎えることができました。
これからも生活衛生関係営業の皆さまに寄り添い、
次の50年に向け、新たな一歩を踏み出します。



生活衛生改善貸付(衛経)

従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の
生活衛生関係営業の皆さまにご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、
生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

ご融資額
2,000万円
以内

ご返済期間

設備資金/ 10年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金/ 7年以内(うち据置期間1年以内)

無担保
・
無保証人

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。